

# 厚労省通知「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」の補足

令和3年4月30日付けで厚生労働省保険局保険課長通知「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（以下「本通知」）が発出されました。夫婦が共同して扶養する子については昭和60年の通知に基づいた扶養認定を行っていましたが、令和3年8月1日以降は本通知が適用され、昭和60年の通知は廃止されます。

## 本通知のポイント

### 「年間収入」の考え方

夫婦共同扶養における「年間収入」は、「過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだ額」とすることが明確化されました。

### 年間収入の比べ方

次ページ参照

### 不認定通知の発出

初めに不認定を決定した保険者は不認定通知を被保険者に発出することとされました。

### 育児休業等の取扱い

被保険者の育児休業等の期間中は、特例的に被扶養者を異動しないこととされました。ただし、新たに誕生した子については年間収入の多い方の被扶養者となります。

### 扶養替え

夫婦の年間収入の逆転等により子を扶養から削除する場合は、年間収入が多くなった方の保険者が扶養認定することを確認してから削除することとされました。

### 認定結果に異議がある場合

子の被扶養者認定後、その結果に異議がある場合には、被保険者又は関係保険者の申立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の地方厚生（支）局保険主管課長が関係保険者の意見を聞き、斡旋を行います。

# 夫婦共同扶養の届出パターン

※自組合の被保険者を「被保険者」と表記しています

令和3年8月1日から適用

## ① 夫婦とも被用者保険の場合で不認定通知なしの届出を受理した保険者の手続き

(ア) 被保険者の年間収入の方が多い（イの場合を除く）

☞被保険者の被扶養者となります。

(イ) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入が多い方の1割以内

☞被保険者の被扶養者となります。

（相手方の方が年間収入が高くて、届出により主として生計を維持する者の被扶養者となる）

(ウ) 相手方の年間収入の方が高く、被保険者の年間収入が相手方の年間収入の0.9倍未満

☞被保険者に対して「不認定通知書」を発出します。

☞相手方の保険者において不認定決定に疑義があった場合は保険者間で協議します。

☞保険者間で協議が整わない場合は、自組合に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方（同額の場合は夫婦が選択した方）の被扶養者となります。

(ア) のケース



(イ) のケース



(ウ) のケース



## ② 夫婦とも被用者保険の場合で不認定通知ありの届出を受理した保険者の手続き

(ア) 被保険者の年間収入の方が高く、相手方の年間収入が被保険者の年間収入の0.9倍未満

☞被保険者の被扶養者となります。

(イ) 被保険者の年間収入の方が高く、相手方の年間収入が被保険者の年間収入の0.9倍以上又は被保険者の年間収入の方が低い

☞不認定通知に疑義があるため保険者間で協議します。

☞保険者間で協議が整わない場合は、相手方の保険者に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方（同額の場合は夫婦が選択した方）の被扶養者となります。

(ア) のケース



(イ) のケース①



(イ) のケース②



## ③ 相手方が国民健康保険の場合の届出を受理した保険者の手続き

(ア) 被保険者の年間収入が相手方の直近の年間所得で見込んだ年間収入よりも多い

☞被保険者の被扶養者となります。

(イ) 被保険者の年間収入が相手方の直近の年間所得で見込んだ年間収入よりも少ない

☞被保険者に対して不認定通知を発出します。

☞国保において不認定決定に疑義があった場合は国保と協議します。

☞国保と協議が整わない場合は、直近の課税証明書の所得金額が多い方を主として生計を維持する者とします。

(ア) のケース



(イ) のケース

